【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月6日
【会社名】	スリーエム カンパニー (3M Company)
【代表者の役職氏名】	法律副顧問兼秘書役　グレッグ・M・ラルソン (Gregg M. Larson, Deputy General Counsel and Secretary)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国 55144 ミネソタ州セントポール市スリーエムセンター (3M Center, St. Paul, Minnesota 55144 U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　　石　井　　禎
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー28階 ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
【電話番号】	(03) 6271-9900
【事務連絡者氏名】	弁護士　　和　田　　卓　也 弁護士　　寺　田　　万里子
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー28階 ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
【電話番号】	(03) 6271-9900
【縦覧に供する場所】	なし

（注1）　別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」、「米ドル」又は「$」はアメリカ合衆国ドルを指す。
本書において便宜上記載されている日本円は、1米ドル＝117.34円の換算率（株式会社三菱東京UFJ銀行の2015年2月3日現在の対顧客電信直物売買相場仲値）により計算されている。

（注2）　本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

1 【提出理由】

2015年2月3日、スリーエム カンパニー（以下「当社」という。）は、当社の3M・2008年ロングターム・インセンティブ・プラン（以下「本プラン」という。）に基づき、本邦以外の地域において新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の募集を開始した。

このため、当社は金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

2 【報告内容】

(1) 有価証券の種類
新株予約権証券

(2) 新株予約権の内容等
（イ）発行数
5,492,398個　(発行数は新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。)

（注）本募集は、本プランに基づく、当社又当社の子会社若しくは関連会社（日本を除く）に所属する適格従業員5,923名に対する新株予約権証券の発行に関するものである。

（ロ）発行価格
0米ドル（0円）

（ハ）発行価額の総額
0米ドル（0円）

（ニ）新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1．株式の種類
スリーエム カンパニー記名式額面普通株式(額面金額0.01米ドル)

（注）本新株予約権の目的となる株式は、当社の授権済未発行株式、金庫株又は自社株買戻計画に基づき当社取締役会の裁量により当社が買い戻す株式が予定されている。

2．株式の内容
当社の普通株式の所有者は、株主としての一切の権利を有し、全ての議決権を行使するものとする。当社の普通株式の所有者は株主名簿記載の名義人として1株につき1議決権を有するものとする。

3．株式の数
本新株予約権1個あたり1株
全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：5,492,398株

（注）株式分割、株式配当、株式併合又は組替え、当社の資本再編、合併又は同様の事由により、適宜修正される。

（ホ）新株予約権の行使時の払込金額
本新株予約権1個あたり165.94米ドル（19,471円）

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：
911,408,524米ドル（106,944,676,206円）

（注）2015年2月3日のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値に基づく。

（注）株式分割、株式配当、株式併合又は組替え、当社の資本再編、合併又は同様の事由により、適宜修正される。

（ヘ）新株予約権の行使期間
自2016年2月3日至2025年2月3日

（ト）新株予約権の行使の条件
2016年、2017年、2018年の各2月3日に、3分の1ずつ均等に権利確定する。権利確定済のオプションは2025年2月3日まで行使可能となる。

当社又は関係会社における参加者の雇用が(i)不適格による終了、(ii)退職、(iii)オプション及び株式評価受益権の（当社の承認に基づく）不没収につき規定している当社に有利な、雇用に関連する請求権を放棄する書面に署名した場合の雇用の終了、(iv)参加者の雇用主が設けている給付制度に基づき認定された身体的若しくは精神的な障害、又は(v)死亡以外の何らかの理由で終了し、且つ参加者が雇用の終了日前に本制度に基づき付与されたオプション又は株式評価益受益権を完全に行使していない場合、当該参加者は、終了日後90日以内に（但し、かかるオプション又は権利の満了日を超えない。）、雇用契約終了日において参加者が購入又は支払を受領することが可能な株式数に関するオプション又は株式評価益受益権を行使することができる。かかる90日の期間の満了時において（参加者のオプション及び株式評価益受益権に関する場合。その他の報奨に関する場合は雇用の終了時）、本制度における参加は停止し、本制度に基づき付与された参加者の報奨は全て、当該報奨を証する書面に別段の規定がない限り、自動的に失権する。

参加者がオプション又は株式評価益受益権を完全に行使することなく、退職又は、当社若しくは子会社との雇用関係を終了した場合、またかかる終了に関連し、参加者がオプション及び株式評価受益権の（当社の承認に基づく）不没収を定めた当社に有利な、雇用に関連する請求権を放棄する書面に署名した場合、或いはまた参加者の雇用主が行なっている給付制度に基づき認定された身体的若しくは精神的な障害の結果として雇用形態が変更された場合、当該参加者は、オプション又は株式評価益受益権の残存期間内において（但し、当該オプション又は権利の満了日を超えない。）、当該オプション又は株式評価益受益権を行使する権利を有するものとする。但し、参加者がオプション及び株式評価受益権の（当社の承認に基づく）不没収を定めた当社に有利な、雇用に関連する請求権を放棄する書面に署名して雇用関係を終了する場合、オプション及び株式評価益受益権の追加行使期間は、かかる雇用終了日までに権利確定していたオプション及び株式評価益受益権にのみ適用されるものとする。オプション又は株式評価益受益権を完全に行使することなく、上記のように退職した参加者が死亡した場合、オプション又は株式評価益受益権（参加者の死亡時にはまだ行使可能になっていなかった部分を含む。）は、参加者の相続人により、又は遺贈、相続若しくは参加者の死亡を理由として当該オプション又は株式評価益受益権の行使権を取得した者により、その死亡後2年以内（但し、当該オプション又は受益権の満了日を超えない。）に行使できる。

参加者がオプション又は株式評価益受益権を完全に行使することなく、退職前に死亡した場合、オプション又は株式評価益受益権（参加者の死亡時にはまだ行使可能になっていなかった部分を含む。）は、参加者の相続人により、又は遺贈、相続若しくは参加者の死亡を理由として当該オプション又は株式評価益受益権の行使権を取得した者により、その死亡後2年以内（但し、当該オプション又は受益権の満了日を超えない。）に行使できる。

本プラン第7条の残りの規定にもかかわらず、オプション又は株式評価益受益権を完全に行使する前に当社又は関係会社との参加者の雇用が終了した場合で、委員会が特別の配慮に値すると考え、参加者の権利を没収すべきではないと委員会が決定した場合、オプション又は株式評価益受益権（終了時においてまだ行使可能になっていなかった部分を含む。）は、雇用の終了後2年以内（但し、当該オプション及び受益権の満了日を超えない。）に行使できる。

(チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額
資本組入額は別途報酬委員会により所定の規則に基づき決定される。

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項
本プラン第13条で許容される場合を除き、本制度に基づき付与されたいかなる報奨についても割当、譲渡（本プラン第7条に規定される遺言又は相続及び分配に関する法律による譲渡を除く。）、担保への差し入れ、又は抵当権の設定（法律又はその他の執行によるかを問わない。）を行うことはできない。本制度に基づき付与された報奨は、執行、差押え又は類似の手続きの対象にはならない。委員会は単独の裁量により、個々の参加者が、本制度に基づき付与された一切の非適格オプションの所有権を、(i)当該参加者の配偶者、元配偶者、子供又は孫（以下「近親者」という。）、(ii)当該近親者の排他的利益の為の信託、又は(iii)当該近親者が唯一のパートナーであるパートナーシップに対して譲渡することを認めることができる。但し、かかる譲渡は、(x)当該譲渡に対する対価が存在しない場合、及び(y)（遺言又は相続及び分配に関する法律により）本プラン第7条に従うものを除いて、譲渡された非適格オプションのその後の譲渡が禁止されている場合に限る。委員会は単独の裁量により、非適格オプションの譲渡について更なる条件及び要件を規定することができる。譲渡後も、当該非適格オプションは譲渡の直前に適用されていたものと同じ諸条件に引続き従う。本プラン第7条に基づき報奨の終了の要因となる事由は当初の参加者について引続き適用され、その後は非適格オプションが本プラン第7条に規定される範囲及び期間においてのみ譲受人により行使される。

(3) 発行方法
当社又は当社子会社（本邦以外）の本プランに参加する適格従業員5,923名への割当

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称
該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域
アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、カザフスタン、大韓民国、ラトヴィア、マレーシア、メキシコ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア連邦、シンガポール、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ベネズエラ、ベトナム

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期
手取金：　910,908,524米ドル（106,886,006,206円）（注）

（注）手取金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と本新株予約権の行使時の払込金額の総額（911,408,524米ドル（106,944,676,206円））を合算した金額から、発行諸費用の概算額（500,000米ドル（58,670,000円））を控除した額である。

使途：　上記の差引手取概算額910,908,524米ドル（106,886,006,206円）は、希薄化防止の為の自社株買い、人件費の支払並びにその他の業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 新規発行年月日
2015年2月3日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
該当事項なし。

(9) 提出者の資本金の額及び発行済株式総数

（イ）資本金の額　（2014年12月31日現在）
普通株式　　9百万米ドル（1,056百万円）
払込剰余金　　4,379百万米ドル（513,832百万円）

（ロ）発行済株式総数
1．普通株式
635,134,594株（308,898,462株の保有自己株式を含む）

(10)第三者割当の場合の特記事項
該当事項なし。